

## 表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和7年5月2日

秋田地方法務局 登記官 伊藤博美

### 記

#### 1 手続番号

- (1) 第4100-2024-0003号
- (2) 第4100-2024-0004号
- (3) 第4100-2024-0005号

#### 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

- (1) 秋田市河辺諸井字野田147番1
- (2) 秋田市河辺諸井字野田147番2
- (3) 秋田市河辺諸井字野田147番3

#### 3 地目

- (1) 山林
- (2) 山林
- (3) 山林

#### 4 地積

- (1) 677平方メートル
- (2) 677平方メートル
- (3) 680平方メートル

#### 5 抹消する登記事項

表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項

#### 6 登記すべき事項

持分3分の2 表題部所有者として登記すべき者がいない  
〔令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ〕